

令和4年度防災分野のデータプラットフォーム整備にむけた調査検討業務
実務検討ワーキンググループ(第3回)
議事要旨

1. 日時

令和5年3月14日(火) 10:00~12:00

2. 出席者

秋富委員、有吉委員、岡本委員、大工園委員、宮川委員、矢田委員(50音順)
内閣府(防災担当)、デジタル庁、(国研)防災科学技術研究所

3. 議事次第

- (1) 関連事業の状況報告
- (2) 本事業の検討報告
- (3) その他

4. 議事要旨

内閣府・デジタル庁より関連事業の検討状況について説明したのち、本事業の振り返りを実施の上、本事業の検討報告を行った。各委員からは以下の意見等があった。

【(1) 関連事業の状況報告・(2) 本事業の検討報告 について】

- 防災DXサービスマップについて、サービス分類ごとにサービス・アプリが整理されているが、中には複数の分類に属するものも想定される。その場合、複数のサービス分類に配置することが望ましい。また、サービスの対象ユーザーが整理されると良い。
- (仮称)日本版EEI【第一版】(案)について、柔軟に項目の追加ができることが重要である。さらに、被害状況等の評価基準も整理していけると望ましい。
- (仮称)日本版EEI【第一版】(案)の情報項目(分類)である「活動拠点」の情報項目(細分)に「DMAT 陸路参集拠点」や「DMAT 空路参集拠点」があるが、被災都道府県の保健医療調整本部では、DHEATなどDMAT以外にも広がるので、そういった視点からも今後を検討を行っていけるとよい。
- (仮称)日本版EEI【第一版】(案)の情報項目(分類)である「重要施設」の情報項目(細分)に警察関係の官署を含めること、情報項目(分類)である「道路関連」の情報項目(細分)に「道の駅」や「SA/PA」を含めること

を検討してほしい。

- (仮称) 日本版 EEI【第一版】(案) の情報項目(細分) である「避難所」の項目に「要配慮者数」が含まれているが、要配慮者数の情報だけではどのような支援が必要か不明である。そのため、想定する用途に応じて、細分化できるとよい。
- (仮称) 日本版 EEI【第一版】(案) の情報項目(細分) である「避難所」の項目に「避難所スペースの十分な確保」が含まれているが、項目名称のみではその定義が曖昧であるため、実運用にあたっては情報提供側・利用側双方にその定義が明確に分かるように整理することが適当である。
- (仮称) 日本版 EEI【第一版】(案) の情報項目(分類) である「関係法律等」について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」や、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」は、自治体により適用条文が異なることが想定されるため、法が適用される自治体だけでなく、当該自治体に適用される条文も分かるように整理することが望ましい。
- (仮称) 日本版 EEI【第一版】(案) の情報項目(分類) である「関係法律等」の情報項目(細分) に「その他」が含まれているが、この項目の中で、各省庁が発出した法令適用通知や事務連絡をリアルタイムで更新できると良い。その際は、通知等の発出日や、項目の説明、連絡先等が付属すると有効と考える。
- (仮称) 日本版 EEI【第一版】(案) の情報項目(分類) である「被害」の情報項目(細分) として「建物被害」や「人的被害」が含まれているが、国や都道府県レベルでどのような内容を共有対象とすべきか整理することが望ましい。
- (仮称) 日本版 EEI【第一版】(案) の整理にあたっては、帰宅困難者の一時滞在施設や住民支援の情報の取扱いも考慮することが望ましい。
- (仮称) 日本版 EEI【第一版】(案) の情報項目(分類) に「重要施設」が含まれているが、電力供給やガス供給等が必要な重要施設との差分がわかりにくいため、記載方法を工夫するとさらに良い。
- (仮称) 日本版 EEI【第一版】(案) の情報項目(分類) である「水道」の情報項目(細分) に「給水制限情報」も含めるべきか検討されたい。
- (仮称) 日本版 EEI の今後の検討においては、既存の消防庁の4号様式などの項目との関係を整理していくとよい。
- (仮称) 日本版 EEI の策定に当たっては、用語の定義の整理・明確化も重要である。例えば、消防庁の災害報告取扱要領では、道路は道路法の道路が対象となっているが、一般には農道や林道も道路として取り扱われている。ま

た整理にあたっては、データの利用者目線で検討することが望ましい。

- データセットやポリシーは、策定するだけでなく、ライフサイクルを前提に、策定後の見直し方法も含めて設計しておくことが望ましい。
- ルールを策定することは、情報利活用を制限する方向に働きがちであるが、そもそも防災分野における情報利活用の目的は「情報利活用により、より円滑な災害支援を行うこと」である。その旨を明確にポリシーの前文などに明記することが望ましい。
- 大規模災害ではNPOに協力を仰ぐことが想定される。その際、適切な情報の流通や取扱いが阻害され円滑な災害支援ができないという状況にならないようなルールの検討が望ましい。
- 個人情報が出た際の不安を払拭するため、罰則規定の設定が有用である。
- 次期総合防災情報システムの利用者には指定公共機関が含まれるが、指定公共機関は一般民間事業者と同様に、営利目的で事業する立場もあわせ持つ。次期総合防災情報システムを通し、指定公共機関であるからこそ入手できる情報を、一般民間事業者としての事業に転用することも想定しうるため、その点を認識した運用ルールを検討することが必要である。
- 発災時における各機関からの情報発信では、手入力などによる対応者の負担を踏まえ、その方法を検討すべきである。
- 被災自治体として、他の自治体の災害対応状況（罹災証明の発行状況や、避難所の開設状況など）は、災害対応を行う上で参考になる。
- 確度の低い被害情報が公開されると、問合せ対応等の負担が発生することが想定されるため、提供する情報や、情報の公開範囲のコントローラビリティが確保されることが望ましい。
- データ提供者の入力負担とデータの正確性のバランスを考慮しつつ、データ項目ごとにデータ取得方法や更新頻度を検討することが望まれる。
- 被害状況などのセンシティブな情報は即時の情報公開は難しいと考えられるが、法適用の通知などの情報は、速やかに住民やメディアに伝えられることが望ましい。